



エコアクション21
認証・登録番号 0008927

エコアクション 21 環境経営レポート

2024年10月1日～2025年9月30日



誠和工業株式会社
SEIWA KOGYO Co.,Ltd.

【1】組織の概要

(1) 名称及び代表者氏名

誠和工業株式会社

代表取締役 遠藤信也

(2) 所在地

本 社 : 千葉県船橋市金杉七丁目 41 番 1 号 (登記上の所在地)

管理センター : 千葉県船橋市金杉 7 丁目 3 番 21 号 (実質的な本社機能)

潮見工場 : 千葉県船橋市潮見町 3 6 番地 2、3 6 番地 3

美浦工場 : 茨城県稲敷郡美浦村土屋字山下 1 9 8 2

環境管理責任者氏名及び担当者連絡先 :

[責任者] 遠藤信也 TEL:047-490-7788(管理センター)

[担当者] 同上

(4) 事業の概要

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物中間処理業、収集運搬業及びそれらに付随する
貴金属・非鉄金属回収・再生業

(5) 事業の規模

設立年月日 : 1971 年 1 月 14 日

資本金 : 1 千万円

売 上 : 8.27 億円 (2024 年 10 月 1 日~2025 年 9 月 30 日)

従業員数 : 29 人 (2025 年 3 月末現在)

総敷地面積 : 6,182 m²

(美浦工場:3,362 m² 潮見工場:2,325 m² 管理センター:495 m²)

(6) 事業年度 10 月~9 月

【2】対象範囲(認証・登録範囲)

認証・登録番号 : 0008927

認証・登録年月日 : 2012 年 12 月 4 日

認証・登録事業者名 : 誠和工業株式会社

対象事業所名 : ①管理センター ②潮見工場 ③美浦工場

対象事業活動 : ①(特別管理)産業廃棄物中間処理業

②(特別管理)産業廃棄物収集運搬業

③有価物(貴金属・非鉄金属原料)リサイクル業

レポートの対象期間 : 2024 年 10 月 1 日~2025 年 9 月 30 日

(2025 年 10 月 31 日発行)

【3】環境経営方針

制定日：2012年7月23日

改定日：2021年11月1日

制定・改定者：代表取締役 遠藤信也

《基本理念》

当社は昭和46年設立以来「経済性と環境性の両立」をモットーに、産業廃液からの有価金属の回収と、廃棄物焼却熱の有効利用に関わる技術・システムの開発に取り組んでまいりました。そこで得た成果は広く業界にも提供し、経済効率の追求と環境性の向上とは相矛盾しないことを、実践を以って経験してきました。

近年、私ども産業廃棄物処理業者に対する排出事業者の要求は、地域的公害の防止という基本的な事項から、地球規模での環境保全と経済的利益を伴う資源の有効利用へと、年々ハードルが上がっています。

当社はそのような社会的要請に応えるために、以下の環境経営方針を定め、事業を通じて蓄積した知識とノウハウを活用し、当社と利害関係者の経済性を損なうことなく、環境経営の継続的改善を実施し、より高い実効性の望める環境活動を積極的に推進してまいります。

《環境保全への行動指針》

1. 環境経営方針を全従業員に周知させ、環境保全への意識の向上を図ります。
2. 具体的に次のことに取り組みます。

| | |
|---------------|-------------------------|
| 【二酸化炭素排出量の削減】 | ① 電力消費の削減 |
| 【廃棄物排出量の削減】 | ② 受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減 |
| 【排水量の削減】 | ③ 節水活動の推進 |
| 【グリーン購入の促進】 | ④ 環境物品の購入比率の向上 |
| 【事業に関する環境配慮】 | ⑤ 収集運搬車両の燃料消費の削減 |
| | ⑥ 焼却施設の助燃材消費の削減 |
| 【環境教育の推進】 | ⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加 |
3. 環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。

【4】環境経営目標

《注1》基準値は原則2020～2022年度の平均値。

《注2》中期目標は2025年度までに達成すべき目標。

①電力消費の削減

対象部門：管理センター

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：4,317kg-CO₂ (9,573kwh)

(東京電力2021年度排出係数0.451を用いて計算。)

目標値：基準値以下

中期目標：目標値を維持

②受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減

対象部門：美浦工場

担当部門/責任者：美浦工場/高橋謙二

基準値：委託比率17.3kg/t

目標値：基準値以下

中期目標：目標値を維持

※委託比率とは、処分委託した二次産業廃棄物(kg)を処分した産業廃棄物及び有価物の総量(t)で割った数字。

③節水活動の推進

対象部門：全社

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：排水量21.7 m³/人

目標値：基準値以下

中期目標：基準値の90%以下

※排水量は、会社全体の年間総排水量を、3月31日時点の従業員数で割ることで求める。

④環境物品の購入比率の向上

対象部門：管理センター(潮見工場事務所、美浦工場事務所の消費分も含む)

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：購入率89%

目標値：購入率80%以上

中期目標：目標値を維持

※購入率は、購入した事務所消耗品の総金額のうち、グリーン購入法適合商品の占める

比率を指す。基準値を下回っているが、イレギュラーな高額な消耗品を購入するケースもあるため、目標値は80%以上に止める。

⑤収集運搬車両の燃料消費の削減

対象部門：営業・リサイクル部

担当部門/責任者：営業・リサイクル部/吉信正行

基準値：積載率72%

目標値：積載率70%以上

中期目標：目標値を維持

※積載率は、運搬した産業廃棄物・有価物の総量を、運行した全車両の可能積載量(最大積載量から見込み風袋重量を引いた重量)の合計で割った数字。基準値を下回っているが、集荷エリア内の排出事業所の密度が減少により集荷効率が低下していることを鑑み、目標値は70%以上に止める。

⑥焼却施設の助燃材消費の削減

対象部門：潮見工場

担当部門/責任者：潮見工場 /高橋謙二

基準値：455(ℓ)/バッチ(2022年10月1日～2023年9月30日実績値)

目標値：450(ℓ)/バッチ

中期目標：目標値を維持

※昨年より、乾溜ガス化炉1バッチ当たりの灯油消費の適切な管理を環境目標に定めたが、ダイオキシン類対策特別措置法の規定(燃料による昇温と停止時の温度維持)を考慮し、過度な削減を求めず、400～450ℓの範囲で管理することを目標とする。

⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加

対象部門：全社

担当部門/責任者：管理センター/遠藤信也

基準値：受講者数3.5人

目標値：受講者数3人以上

中期目標：受講者数5人以上

※受講者数は、第三者が主催する環境関連講習(安全・衛生を含む)を受講した延べ人数(役員を除く)。

【5】環境経営計画（目標の達成手段）

（1）管理センター

◆電力消費の削減(目標①)

- 1) エアコン設定温度・運転の適性管理。
- 2) 不在・不要箇所の消灯、エアコンの停止の徹底
- 3) ウォームビズ運動、クールビズ運動

◆環境物品の購入比率の向上(目標④)

- 1) 文房具は事務所でまとめ買いし、各人の購入は可能な限りしない。
- 2) 不定期の事務消耗品を購入する際は、都度グリーン購入法適合商品をインターネットで探し、可能な限り適合商品を購入する。

（2）営業・リサイクル部

◆収集運搬車両の燃料消費の削減(目標⑤)

- 1) 走行ルートを常に検討し、最適化を図る。
特に運搬重量が積載量により近くなるよう工夫する。
- 2) 急発進・急ブレーキを避けるなど、エコドライブを徹底する。
- 3) オイル交換など、車両の適切な整備を徹底する。

（3）美浦工場

◆受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減（目標②）

- 1) 中間処理後の残差がリサイクル原料となるよう処理工程を工夫する。
- 2) 他社でリサイクルが困難な有価金属を含む産業廃棄物の処理工程を研究し、リサイクル原料化が可能なものについては積極的に受け入れる。
- 3) 委託処理が必要な処理残渣は可能な限り減量化する。
また、最終的に処理残渣がリサイクルされる中間処理場に委託する。

（4）潮見工場

◆焼却施設の助燃材消費の削減（目標⑥）

- 1) 着火後スムーズに安定燃焼に移行できるよう適切なバランスで廃棄物を投入する。
- 2) 燃焼空気量を適切な頻度で点検し、必要に応じ手動で調整する。
- 3) 乾留ガス化を妨げる廃棄物が特定された場合は、受入れを停止する。

(5) 全社

◆節水活動の推進(目標③)

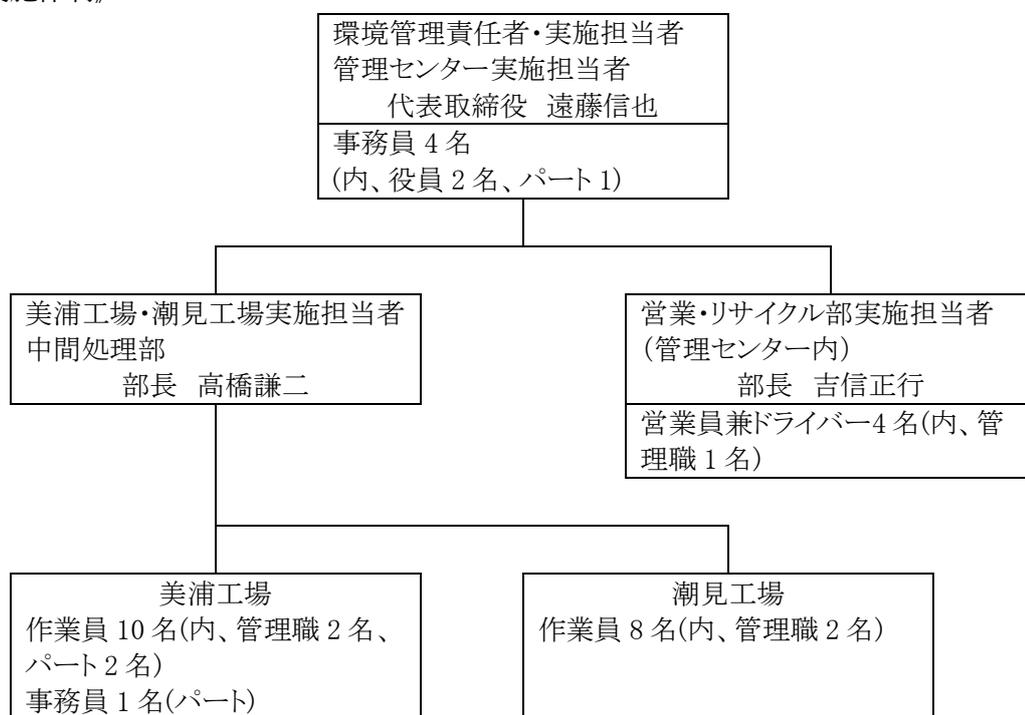
- 1)上水消費量が前回請求分に比べ2割以上増えた場合は、漏水の点検をする。
- 2)不要な水消費をしないよう心がける。
- 3)雨水利用に取り組む。(管理センター)
- 4)中水利用に取り組む。(潮見工場)

◆外部環境関連講習への積極的な参加(目標⑦)

- 1)環境管理責任者は、講習会を選定し、受講者を指名する。

【6】環境経営目標に基づき実施した取組内容

《実施体制》



《取組内容》

(1) 管理センター

◆電力消費の削減(目標①)

- 1)従来とおりスイッチ付近に「節電」の表示をする等して意識付けをし、環境経営計画を実行した。
- 2)ダウンライトをLEDに更新した。
- 3)例年とおり、専門業者によるエアコン洗浄を実施した。
- 4)エアコンの設定温度は、健康面を配慮し、各人の体感を優先し、特に規定を設けなかった。
- 5)換気扇の使用については、感染症に対する各人の感覚がことなるため、特に規定を設けなかった。

◆環境物品の購入比率の向上(目標④)

- 1)従来とおり、管理センターの事務用品担当者が、各部署で急を要するものを除き、グリーン購入法適合製品を一括して購入した。

(2) 営業・リサイクル部

◆収集運搬車両の燃料消費の削減(目標⑤)

- 1)従来とおり部門責任者を中心に最適ルートを選定し環境経営計画を実行した。

(3) 美浦工場

◆受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減(目標②)

- 1)従来おとり二次廃棄物を可能な限り有価物として売却できるよう管理を徹底した。

(4) 潮見工場

◆焼却施設の助燃材消費の削減(目標⑥)

- 1)従来とおり、乾溜ガス化炉への適切な廃棄物の投入(バランス、投入順)、燃焼空気の調整を行い、着火から完了まで安定運転を試みた。

(5) 全社

◆節水活動の推進(目標③)

- 1)従来とおり蛇口付近に「節水」の表示をする等して意識付けをし、環境経営計画を実行した。
- 2)管理センターのプリンター向け雨水利用を継続した。
- 3)潮見工場洗濯機向け中水利用を継続した。

◆外部環境関連講習への積極的な参加(目標⑦)

以下のとおり合計4名が受講した。

- 1)厚生労働省「職場における熱中症対策」(eラーニング)

2024年7月14日 参加者：高橋、吉信、稲澤

7月16日 参加者：糸賀、金子

【7】環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価
並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画

《環境経営目標の実績》

| 環境経営目標 | 目標値 | 実績値 | 達成度 |
|------------------------|-------------------------|--------------------------|-----|
| ①電力消費の削減 | ≦4,317kg CO2 | 3,262kg-CO2※1 | ○ |
| ②受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減 | ≦17.3kg/t | 7.7kg/t※2 | ○ |
| ③節水活動の推進 | ≦21.7 m ³ /人 | 13.7 m ³ /人※3 | ○ |
| ④環境物品の購入比率の向上 | ≧80% | 79% | △ |
| ⑤収集運搬車両の燃料消費の削減 | ≧70% | 64%※5 | × |
| ⑥焼却施設の助燃材消費の削減 | 407 ℓ /バッチ (前年値) | 433 ℓ /バッチ※6 | △ |
| ⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加 | 受講者 5 人 | 受講者 5 人 | ○ |

(目標達成度)

○：目標達成

△：目標は概ね達成している

×：目標未達成

※1 7,994.0kWh×0.408 kg-CO2/kWh (東京電力 2023 年排出係数) =実績値

※2 二次廃棄物処分委託量 39,540kg÷受託廃棄物処分量 5,110 t =実績値

※3 総排水量 396.5 m³÷3 月末時点の従業員数 29=実績値

※4 事務消耗品の適合商品購入額 171,633 円÷総購入額 217,152 円=実績値

※5 運搬総量 2650 t ÷総最大積載量(風袋重量を除く) 4,128 t =実績値

※6 59,256 ℓ ÷137 バッチ(年間総数) =実績値

有価物加工処理事業のテストのために消費した灯油が総消費量に含まれてしまうため、実際の灯油消費は実績値より少ないと想定される。

また、8月～9月は廃棄物の処理を概ね停止していたため、集計データから除いた。

《取組の評価と来年度の環境経営目標・環境経営計画》

| 環境経営目標 | 取組の評価 | 来年度の目標と計画 |
|------------------------|-------|------------------|
| ①電力消費の削減 | ○ | 本年度と同様の活動を継続する。 |
| ②受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減 | ○ | 同上 |
| ③節水活動の推進 | ○ | 同上 |
| ④環境物品の購入比率の向上 | ○ | 同上 |
| ⑤収集運搬車両の燃料消費の削減 | × | ※代表者による見直しの項に記載。 |
| ⑥焼却施設の助燃材消費の削減 | △ | ※代表者による見直しの項に記載。 |
| ⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加 | ○ | 本年度と同様の活動を継続する。 |

(取組の評価)

○：問題なく取り組んでいる。

△：部分的な改善が必要。

×：抜本的な見直しが必要。

【8】環境関連法規などの順守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

| 法律等の名称 (関連する条例) | 当社に適用される要求事項 | | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 |
|--------------------|-------------------|-----------|-----------|---|-------------------------|
| 廃棄物処理法(施設関係) | 設置(変更)許可の取得 | 美浦工場 | 廃棄物焼却炉 | H14.9.19 に茨城県廃棄物対策課より設置許可。許可証は管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | | 汚泥乾燥機 | H14.7.17 に茨城県廃棄物対策課より変更許可。許可証は管理センターで保管。 | |
| | 軽微変更の届出 | 美浦工場 | 廃棄物焼却炉 | H19.7.3 に船橋市産業廃棄物課より変更許可。許可証は管理センターで保管。 | |
| | | | 汚泥乾燥機 | R2.1.15 に茨城県廃棄物対策課に現行の変更を届出。届出書副本は管理センターで保管。 | |
| | | 潮見工場 | 廃棄物焼却炉 | R3.7.5 に茨城県廃棄物対策課に現行の変更を届出。 | |
| | | | 廃棄物焼却炉 | R2.1.15 に船橋市産業廃棄物課に現行の変更を届出。届出書副本は管理センターで保管。 | |
| 廃棄物処理法(委託基準関係) | 処分業(変更・更新)許可の取得 | 茨城県 | 産業廃棄物 | 下記 url に更新情報を公開。 https://www2.sanpainet.or.jp/status.php?Param1=03639&Param3=1&JgyTork=1 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | | 特別管理産業廃棄物 | | |
| | | 船橋市 | 産業廃棄物 | | |
| | | | 特別管理産業廃棄物 | | |
| | 収集運搬業(変更・更新)許可の取得 | 茨城県 | 産業廃棄物 | | |
| | | | 特別管理産業廃棄物 | | |
| | | 千葉県 | 産業廃棄物 | | |
| | | | 特別管理産業廃棄物 | | |
| | | 東京都 | 産業廃棄物 | | |
| | | | 特別管理産業廃棄物 | | |
| | | 埼玉県 | 産業廃棄物 | | |
| | | | 特別管理産業廃棄物 | | |
| | 神奈川県 | 産業廃棄物 | | | |
| | | 特別管理産業廃棄物 | | | |

| 法律等の名称 (関連する条 例) | 当社に適用される要求事項 | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 | |
|------------------------|------------------------|---------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 廃棄物処理法 (委託基準関 係) | 処分業 変更の 届出 | 茨城県 | 産業廃棄物 | 最新の届出と現状が適合している。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | | 特別管理産業 廃棄物 | 同上 | |
| | | 船橋市 | 産業廃棄物 | 同上 | |
| | | | 特別管理産業 廃棄物 | 同上 | |
| | 収集運 搬業変 更の届 出 | 茨城県 | 産業廃棄物 | 同上 | |
| | | | 特別管理産業 廃棄物 | 同上 | |
| | | 千葉県 | 産業廃棄物 | 同上 | |
| | | | 特別管理産業 廃棄物 | 同上 | |
| | | 東京都 | 産業廃棄物 | 同上 | |
| | | | 特別管理産業 廃棄物 | 同上 | |
| | | 埼玉県 | 産業廃棄物 | 同上 | |
| | | | 特別管理産業 廃棄物 | 同上 | |
| | 神奈川 県 | 産業廃棄物 | 同上 | | |
| | | 特別管理産業 廃棄物 | 同上 | | |
| | 事業範囲の遵守 | 受託者として | 全てのマニフェストについて、処分 及び収集運搬の業務内容が、許可 範囲内であることを確認。関連デー タは管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 | |
| | | 委託者として | 産業廃棄物は廃アルカリ、汚泥を委 託処理しており、委託先の事業範囲 内。 | | |
| | 書面による適正な 契約の締結・保管 | 受託者として | 全てのマニフェストについて、処分 及び収集運搬の業務内容が、契約 の範囲内であることを確認。 管理センターで全て保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 | |
| | | 委託者として | 全てのマニフェストについて、処分 及び収集運搬の業務内容が、契約 の範囲内であることを確認。 美浦工場(排出地)事務所で保管。 | | |

| 法律等の名称 (関連する条 例) | 当社に適用される要求事項 | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 |
|--------------------------|------------------------------------|--------|---|-------------------------|
| 廃棄物処理法 (廃棄物処理 票関係) | マニフェストの適正 な交付(受取) | 受託者として | 自社運搬分については回収時に、 営業部が契約内容と種類・数量を確 認し適正に交付されていることを確 認。 自社運搬第2区間分の契約との付け 合せについては回収後、管理センタ ーで確認。 他社持込分については持込時に、 各工場の現場で種類・数量を確認 し、受入後、管理センターで契約内 容と付け合せをし、適正に交付され ていることを確認。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 委託者として | 美浦工場(排出地)事務所で種類・ 数量を現場に確認し、契約に基づき 適正に交付。 | |
| | 適正な業務終了の 報告(収集運搬、中 間処分、最終処分) | 受託者として | 潮見工場事務所又は管理センター で、紙マニフェスト(全て)の返送に より適正に業務終了を報告。 電子マニフェストについては、管理セ ンターで、入力により適正に業務終 了を報告。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 委託者として | 美浦工場(排出地)事務所で、委託 先より、適正にマニフェストの返送を 受けていることを確認。 | |
| | マニフェスト帳簿の 作成・保管 | 受託者として | 管理センターで、マニフェスト入力デ ータを元に、帳簿(電子)を適正に作 成・保管し、各工場分をメールで送 信し、それぞれの事務所で適正に保 管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 委託者として | 美浦工場(排出地)事務所で、作成・ 保管。 | |
| | マニフェストの適正 な保管 | 受託者として | 処分業者控えについては各工場の 事務所で、収集運搬業者控えにつ いては管理センターで適正に保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 委託者として | 美浦工場(排出地)事務所で、適正 に保管。 | |
| | マニフェスト交付状 況等の報告 | 委託者として | 美浦工場(排出地)事務所で、取りま とめ茨城県に適正に報告。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |

| 法律等の名称 (関連する条 例) | 当社に適用される要求事項 | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 |
|--------------------------|--------------------------|--|--|--|
| 廃棄物処理法 (中間処理基 準関係) | 焼却 | ※ダイオキシン類対策特別措置法の欄に記載 | | 美浦工場 |
| | 囲い等 | 敷地の周囲に囲い・門扉を設け、破損等した場合は速やかに修復する。 | 囲い・門扉に損傷なし。 | 遠藤信也 2025年 10月6日 潮見工場 |
| | 表示等 | 入口に中間処理施設であることの所定の表示を掲示する。 | 適正に表示。 | 遠藤信也 2025年 10月6日 |
| | 産業廃棄物の 保管 | 保管量の上限(処理能力の14日分)を遵守する。 | 受入後、一週間以内に処理終了。 | 美浦工場 遠藤信也 2025年 10月6日 潮見工場 |
| | | 保管場所であることの所定の表示をする。 | 適正に表示。 | |
| | | 飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散がないよう措置を講ずる。 | 【飛散の防止】 密閉容器に入っていない飛散の恐れのある物は建屋内に保管。 【流出の防止】 液状物は全て密閉容器に入れ、流出防止設備のある所定の場所に保管。 【地下浸透の防止】 地盤面コンクリートにひび割れ等が無いよう保持。 【悪臭の発散の防止】 強い悪臭を伴う物は受入れしないよう管理。 | |
| | | 害虫等が発生しないよう措置を講ずる。 | 害虫の発生なし。 | |
| | 廃棄物処理法 (収集運搬基 準関係) | 飛散、流出、悪臭の発散がないよう措置を講ずる。 | 【飛散の防止】 密閉容器に入っていない物はロープで固定する等してシートで被覆。 【流出の防止】 液状物は密閉容器に入れロープで固定する等して転倒を防止。 【悪臭の発散の防止】 強い悪臭を伴う物は回収しない。 | 遠藤信也 2025年 10月6日 |
| | | 特別管理産業廃棄物は他の種類のものとは混合しないよう管理する。 | 特管物は全て密閉容器に入れて運搬し、他の物と混合しない。 | |
| | | 産業廃棄物運搬時には、対応するマニフェスト(電子マニフェストの場合は仕切り書等)を携帯する。 | 【一次区間運搬の場合】 廃棄物回収時に排出者から交付されたマニフェストを目的地まで携帯。電子マニフェストの場合は仕切り書を発行し目的地まで携帯。 【二次区間運搬の場合】 廃棄物回収時に一次区間運搬業者から対応するマニフェスト又は電子マニフェスト情報を記載した伝票を受け取り目的地まで携帯。 | 遠藤信也 2025年 10月6日 |

| 法律等の名称 (関連する条 例) | 当社に適用される要求事項 | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 | |
|------------------------|---|------------------------|--|--|-------------------------|
| 廃棄物処理法 (その他) | 許可証(又は写し)の備付 | | 許可証写しのファイルを備付。 | 美浦工場 遠藤信也 2025年 10月6日 潮見工場 遠藤信也 2025年 10月1日 運搬車両 遠藤信也 2025年 10月6日 | |
| | 焼却施設技術管理士 | | 認定証は管理センターにて保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 | |
| | 産業廃棄物処理業の許可申請に 関する講習会の処分課程修了 | | 修了証は管理センターにて保管。 2021.8.18(更新) | | |
| | 産業廃棄物処理業の許可申請に 関する講習会の収集・運搬課程修了 | | 修了証は管理センターにて保管。 2022.12.13(更新) | | |
| | 焼却施設情報の公開(廃棄物処理 量、排ガス測定結果) | | 下記 url に公開。 https://www2.sanpainet.or.jp/ index_u5.php?Param1=8&Param2 =03639&Param0=&menu=2 | 遠藤信也 2025年 10月27日 | |
| | 排出事業者として、産業廃棄物の 保管場所であること の所定の表示。 | | 美浦工場 | 適正に表示。 | 遠藤信也 2025年 10月6日 |
| | 処分実 績の報 告 | 茨城県 船橋市 | 産業廃棄物 特別管理産 業廃棄物 | 管理センターで報告書作成し、郵送 することで報告。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | | 産業廃棄物 特別管理産 業廃棄物 | 管理センターで報告書作成し、郵送 することで報告。 | |
| | 収集運 搬実績 の報告 | 茨城県 | 産業廃棄物 特別管理産 業廃棄物 | 管理センターで報告書作成し、郵送 することで報告。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | | 産業廃棄物 特別管理産 業廃棄物 | 管理センターで報告書作成し、郵送 することで報告。 | |
| 東京都 | | 産業廃棄物 特別管理産 業廃棄物 | 管理センターで報告書作成し、郵送 することで報告。 | | |

| 法律等の名称 (関連する条 例) | 当社に適用される要求事項 | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 | |
|--|--|------|---|-------------------------|-------------------------|
| 大気汚染防止 法 (茨城県・船橋 市環境保全条 例) | 特定施設の設置の届 出 | 美浦工場 | H14.2.1 に廃棄物焼却炉の設置を、 茨城県環境保全課に届出し、副本を 管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 | |
| | | 潮見工場 | H19.9.10に廃棄物焼却炉の設置を、 船橋市環境保全課に届出し、副本を 管理センターで保管。 | | |
| | 特定施設の変更の届 出 | 美浦工場 | 最新の届出と現状が適合している。 | | |
| | | 潮見工場 | 同上 | | |
| | 排ガス測定・基準値の 遵守(ばいじん、硫黄 酸化物、窒素酸化 物、塩化水素)(年2 回) | 美浦工場 | 年2回実施し、測定結果を美浦工場 事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。 | | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 潮見工場 | 年2回実施し、測定結果を潮見工場 事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。 | | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| ダイオキシン 特措法 | 特定施設の設置の届 出 | 美浦工場 | H14.2.1 に廃棄物焼却炉の設置を、 茨城県環境保全課に届出し、副本を 管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 | |
| | | 潮見工場 | H19.9.10に廃棄物焼却炉の設置を、 船橋市環境保全課に届出し、副本を 管理センターで保管。 | | |
| | 特定施設の変更の届 出 | 美浦工場 | 最新の届出と現状が適合している。 | | |
| | | 潮見工場 | 同上 | | |
| | 測定・基準値の遵守 (排ガス、燃え殻、飛 灰)(年1回) | 美浦工場 | 年1回実施し、測定結果を美浦工場 事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。 | | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 潮見工場 | 年1回実施し、測定結果を潮見工場 事務所に保管。 過去に基準値の超過なし。 | | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | 測定結果の報告 | 茨城県 | 結果入手次第、管理センターで、測 定業者が作成した報告書に押印の 上、環境保全課に郵送することで報 告。 | | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 船橋市 | 結果入手次第、管理センターで、測 定業者が作成した報告書に押印の 上、環境保全課に郵送することで報 告。 | | |

| 法律等の名称 (関連する条例) | 当社に適用される要求事項 | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 |
|------------------------------|------------------|------|---|-------------------------|
| 騒音規制法 (茨城県・船橋市 環境保全条例) | 特定施設の設置の 届出 | 美浦工場 | 次の施設を H14.2.15 に、美浦村生活環境課に届出し、副本を管理センターで保管。 送風機 55kw 送風機 18.5kw 空気圧縮機 37kw | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 潮見工場 | 次の施設を H19.8.8 に、船橋市環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。 送風機 45kw 送風機 18.5kw 空気圧縮機 55kw 空気圧縮機 7.5kw | |
| | 特定施設の変更の 届出 | 美浦工場 | 設置後の変更なし。 | |
| | | 潮見工場 | 設置後の変更なし。 | |
| | 基準値の遵守 | 美浦工場 | 年に1回以上敷地境界の騒音測定を実施し、基準値を遵守していることを確認。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 潮見工場 | 施設を適正に管理し異常な騒音の発生を防止。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| 振動規制法 (茨城県・船橋市 環境保全条例) | 特定施設の設置の 届出 | 美浦工場 | 空気圧縮機 37kw を H14.2.15 に、美浦村生活環境課に届出し、副本を管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 潮見工場 | 空気圧縮機 45kw を H19.8.8 に、空気圧縮機 7.5kw を H22.7.1 に船橋市環境保全課に届出し、副本を管理センターで保管。 | |
| | 特定施設の変更の 届出 | 美浦工場 | 設置後の変更なし。 | |
| | | 潮見工場 | 設置後の変更なし。 | |
| | 基準値の遵守 | 美浦工場 | 施設を適正に管理し異常な振動の発生を防止。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 潮見工場 | 施設を適正に管理し異常な振動の発生を防止。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| 悪臭防止法 (茨城県・船橋市 環境保全条例) | 基準値の遵守(臭気 指数) | 美浦工場 | 年に1回以上敷地境界の指数測定を実施し、基準値を遵守していることを確認。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| | | 潮見工場 | 施設及び廃棄物の受入を適正に管理し悪臭の発散を防止。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |

| 法律等の名称 (関連する条例) | 当社に適用される要求事項 | | 当社の対応 自主基準 | 確認者 確認日 |
|---|---|------|---|-------------------------|
| 家電リサイクル法 | 家電 4 品目の小売店等への適正な引渡し | | 家電4品目を廃棄する場合は、家電販売店に持ち込むか、購入新品の納入業者に引渡し、リサイクル票は全て管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| リサイクル法 資源有効利用促進法 | 企業等により事業で利用されていたパソコン(事業系パソコン)について、メーカーに回収・リサイクルをする 又は、業者へ適正な引き渡し | | パソコンに保存されているデータは使用者・排出者の責任であらかじめ消去し、メーカーに回収・リサイクルしてもらう。 又は、パソコンリユース企業を利用するか、買い替えの際に買取りか下取りにする | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| 自動車リサイクル法 | リサイクル料金の支払い・廃車の引き取り業者への引渡し | | 車両を廃車する場合は、ディーラー又は修理工場へ引渡し、リサイクル票は全て管理センターで保管。 過去に廃車の実績なし。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| 自動車NOx・PM法 (東京・千葉・埼玉・神奈川ディーゼル走行規制条例) | 各都県の適合車種を使用 | | ディーゼル車は車検時に、管理センターで、ディーラーに適合車種であることの確認を依頼し、不適合である場合は除去装置を取り付ける、若しくは車両を更新する。 除去装置を取り付けた場合は、適合証を車検証とともに車載。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| 浄化槽法 | 施設の届出・浄化槽の管理 | | 管理業者に委託し、点検票は各設置場所の事務所で保管。 浄化槽から下水道へ切り替え | |
| 下水道法 | 放流開始の届出 | 潮見工場 | 管理センターで千葉県企業庁と協定を締結。 その他の要求事項については、生活廃水のための放流であるため該当なし。 H30.2.21 公共汚水ます設置位置確認届出書を船橋市へ提出。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| グリーン購入法 | 環境物品の選択(努力義務) | | 取組について検討。 | |
| 茨城県公害防止条例 | 揚水機の届出 | 美浦工場 | H12.5.17 に美浦村生活環境課に届出し、副本は管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |
| 茨城県景観形成条例 | 煙突の届出 | 美浦工場 | H14.7.29 に茨城県建設指導課に届出し、副本は管理センターで保管。 | 遠藤信也 2025年 10月27日 |

※法令違反、訴訟など無し。

【9】代表者による全体の見直しと評価

節電、節水などの基本的行動については良好な傾向が続いている一方で、市場環境や業務内容が著しく変わる営業・リサイクル部と潮見工場については大幅な見直しが必要です。

来年度は、当社にとって創業以来ともいえる大変革の年となります。環境経営活動が変革を成し遂げるためのアイテムの一つとして活用する意識をもって、全社的な取り組みが盛り上がることを期待します。

【2025年度の環境経営目標及び環境経営計画】

◆収集運搬車両の燃料消費の削減（目標②）

荷済み時のかさ比重の大きい廃液系廃棄物の減少により、積載率を向上することは実質的に困難と判断します。2025年度は積載率目標値を引き下げ、新たな取り組みとして、走行距離と運搬業務量のデータを整理し、2026年度の取り組み目標の策定を目指します。

対象部門：営業・リサイクル部

担当部門/責任者：営業・リサイクル部/吉信正行

目標値：積載率 60%以上

《目標達成の手段》

- 1) 運行ルートを最適化し、積載率の向上を目指す。
- 2) 各車両の走行距離を管理し、無駄な移動がないか分析し、新たな環境目標の設定を目指す。

◆焼却施設の助燃材消費の削減（目標⑥）

焼却物を医療系廃棄物から貴金属含みプラスチック類(有価物)に全面的に切り替えたことで、焼却施設のセッティングを再構築する必要があります。処理時間の短縮と灯油消費量の最小化に妥協せず取り組んでいきます。

対象部門：潮見工場

担当部門/責任者：中間処理部/高橋謙二

(仮)目標値：焼却物重量当りの灯油消費量：0.05 ℓ/kg

《目標達成の手段》

- 1) テスト処理を継続し、炉内温度の設定及び制御バーナーの使用時間を最適化する。
- 2) 必要な施設の改良・改造に積極的に取り組む。

◆その他の環境経営目標については2024年度の環境経営計画を継続する。

【10】 中期目標と実績等

| 項目 | 単位 | — | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 |
|------------------------|-------------------|----|---------|---------|--------|--------|--------|
| ①電力消費の削減 | kg-CO2 | 目標 | ≦4,317 | ≦4,317 | ≦4,317 | ≦4,317 | ≦4,317 |
| | | 実績 | 3,231 | 3,262 | | | |
| ②受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減 | kg/t | 目標 | ≦17.3 | ≦17.3 | ≦17.3 | ≦17.3 | ≦17.3 |
| | | 実績 | 10 | 7.7 | | | |
| ③節水活動の推進 | m ³ /人 | 目標 | ≦21.7 | ≦21.7 | ≦21.7 | ≦21.7 | ≦21.7 |
| | | 実績 | 13.9 | 13.7 | | | |
| ④環境物品の購入比率の向上 | % | 目標 | ≧80 | ≧80 | ≧80 | ≧80 | ≧80 |
| | | 実績 | 89 | 79 | | | |
| ⑤収集運搬車両の燃料消費の削減 | % | 目標 | ≧70 | ≧70 | ≧60 | ※1 | ※1 |
| | | 実績 | 67 | 64 | | | |
| ⑥焼却施設の助燃材消費の削減 | ※2 | 目標 | 未設定 | 407 | 0.05 | ※3 | ※3 |
| | | 実績 | 407 | 433 | | | |
| ⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加 | 受講者人数 | 目標 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 実績 | 5 | 5 | | | |
| CO2 総排出量※4 | kg-CO2 | 実績 | 854,464 | 786,847 | | | |

※1 2025年度の活動を通じて2026年度以降の目標を再設定する。

※2 2024年度までは1バッチ当たりの灯油消費量（ℓ／バッチ）で目標設定したが、焼却施設の運用が大幅に変更されたため、2025年度は処理量当りの灯油消費量（ℓ／kg）の目標を仮設定する。

※3 2025年度の活動を通じて2026年度以降の目標を再設定する。

※4 CO2 総排出量についての環境目標はないが参考に記載する。

【その他の情報公表項目】

2025年9月30日現在

◆処理施設の状況

(1) 潮見工場

(産業廃棄物中間処理施設)

- ①乾留ガス化焼却炉(スプレー焼却炉付帯)×1基 22 t / 日
- ②自動中和装置×1基 30 m³ / 日
- ③重力式油水分離器×1基 6 m³ / 日

(有価物処理施設)

- ④フィルタープレス×1基
- ⑤焼却灰粉碎装置×1基

(2) 美浦工場

(産業廃棄物中間処理施設)

- ①多段式固定床炉×1基 6 t / 日
- ②自動中和装置×1基 32 m³ / 日
- ③汚泥乾燥機×1基 4.8 m³ / 日

(前処理施設)

- ④減圧蒸留濃縮装置×1基
- ⑤フィルタープレス×1基

(3) 運搬車両

- ①中型キャブオーパ 6台
- ②大型キャブオーパ 2台
- ③中型保冷バン 1台
- ④中型バキューム車 1台

◆許可の状況

(1) (特別管理)産業廃棄物処分量 (中間処理)

| | 処理方法 | 種類 | 許可 |
|------|------|--|---|
| 美浦工場 | 焼却 | 廃油、廃プラスチック類、引火性廃油※ | 許可賢者:茨城県 許可期限 産廃:R10.12.2 特官: 同上 |
| | 中和 | 廃酸、廃アルカリ、汚泥、 強廃酸※、強廃アルカリ※ | |
| | 乾燥 | 汚泥 | |
| 潮見工場 | 焼却 | 廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類、 強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※ | 許可賢者:船橋市 許可期限 産廃:R10.3.25 特官: 同上 |
| | 中和 | 廃酸 強廃酸※ | |
| | 油水分離 | 廃油、引火性廃油※ | |

※特別管理産業廃棄物

(2) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く)

| 都県 | 種類 | 許可期限 |
|------|---|----------------------------|
| 茨城県 | 廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※ | 産廃:R8.9.3 特官:R10.7.13 |
| 東京都 | 廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※ | 産廃:R8.10.31 特官:R10.8.19 |
| 千葉県 | 廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※ | 産廃:R8.8.31 特官:R10.9.19 |
| 埼玉県 | 廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※ | 産廃:R8.2.17 特官:R10.6.30 |
| 神奈川県 | 廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃油、廃プラスチック類、 強廃酸※、強廃アルカリ※、引火性廃油※、 感染性産業廃棄物※ | 産廃 R6.1.19 特官:R10.2.20 |

※特別管理産業廃棄物

◆産業廃棄物処理実績

(1) 収集運搬

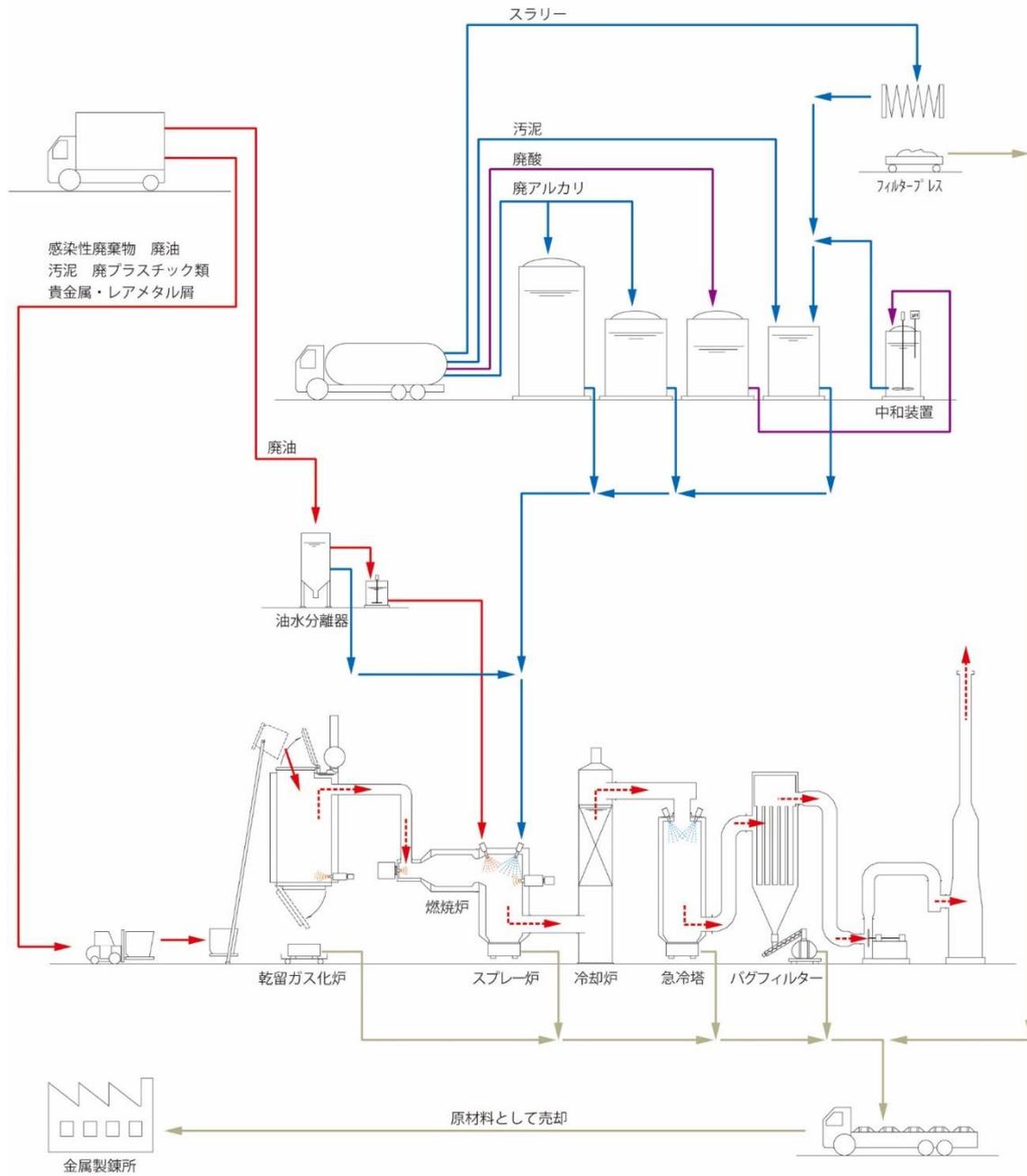
| 種類 | 数量(kg) | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | 10-12月 | 1-3月 | 4-6月 | 7-9月 | 合計 |
| 廃酸 | 30,814 | 31,596 | 25,856 | 29,978 | 118,244 |
| 廃アルカリ | 65,325 | 42,705 | 36,133 | 52,464 | 196,627 |
| 廃油 | 263,941 | 215,409 | 239,856 | 219,760 | 938,965 |
| 汚泥 | 31,676 | 25,642 | 22,815 | 27,104 | 107,237 |
| 廃プラスチック類 | 23,782 | 17,434 | 20,642 | 16,848 | 78,706 |
| 強廃酸 | 19,494 | 15,240 | 11,118 | 18,579 | 64,431 |
| 強廃アルカリ | 10,644 | 9,301 | 10,250 | 12,312 | 42,507 |
| 引火性廃油 | 58,130 | 35,820 | 40,464 | 36,857 | 171,272 |
| 感染性廃棄物 | 5,668 | 2,161 | 2,158 | 287 | 10,274 |
| 合計 | 509,474 | 395,309 | 409,292 | 414,188 | 1,728,262 |

(2) 中間処理

| 種類 | 数量(kg) | | | | |
|----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 10-12月 | 1-3月 | 4-6月 | 7-9月 | 合計 |
| 廃酸 | 35,711 | 33,618 | 28,322 | 34,506 | 132,157 |
| 廃アルカリ | 164,144 | 110,860 | 144,574 | 153,106 | 572,684 |
| 廃油 | 353,185 | 302,219 | 330,470 | 314,715 | 1,300,588 |
| 汚泥 | 75,634 | 45,890 | 44,193 | 48,550 | 214,268 |
| 廃プラスチック類 | 172,918 | 93,023 | 157,620 | 77,189 | 500,751 |
| 強廃酸 | 31,773 | 23,489 | 18,035 | 32,158 | 105,455 |
| 強廃アルカリ | 14,596 | 21,089 | 58,094 | 23,479 | 117,258 |
| 引火性廃油 | 91,987 | 65,274 | 66,878 | 64,674 | 288,812 |
| 感染性廃棄物 | 303,093 | 190,689 | 274,581 | 287 | 98,237 |
| 合計 | 1,243,041 | 886,152 | 1,122,767 | 748,664 | 3,330,209 |

◆処理工程図

(1) 潮見工場



(2) 美浦工場

